

入札のご案内

令和8年度 素材 第4回

資格付き一般競争入札

令和8年9月4日（金）施行

日光森林管理署 2階会議室

入札開始 9時50分

入札締切 10時00分



国民の森林 国有林

〒321-1274

栃木県日光市土沢 1473-1

日光森林管理署

TEL : 0288-22-1069

公 売 公 告

令和 8 年 8 月 20 日

分任契約担当官

日光森林管理署長 金子 直樹

下記のとおり素材の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和 25 年 5 月 17 日農林省告示第 132 号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和 8 年 9 月 4 日（金）

入札開始 9 時 50 分

締切 10 時 00 分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

日光森林管理署 2 階会議室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒321-1274

栃木県日光市土沢 1473-1 日光森林管理署

（2）到着期限 令和 8 年 9 月 3 日（木） 17 時 00 分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「素材公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 産物の種類及び数量

5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- (1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

1 0 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和8年9月11日（金）までとします。

1 1 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

1 2 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が60万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利1.10%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

(2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

(3) 延納期限は、6ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を日光森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を日光森林管理署長に提出して下さい。

1 4 搬出期間

搬出期間は素材公売物件一覧表のとおりとします。

1 5 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：日光森林管理署HPで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：日光森林管理署HPで閲覧して下さい。

HPアドレス：<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/nikkou/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、日光森林管理署業務グループ（資源活用担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

1 6 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。

(2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである」ことを証明します。

(3) 発電用バイオマス証明は、売買契約書への記載をもって証明します。

(4) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

1 7 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

日光森林管理署業務グループ（資源活用担当）

電話番号 0288－22－1069

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状

代理人氏名 _____

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 _____

2 件 名 _____

3 入札に関する一切の件

_____ 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 _____

責任者等連絡先 _____

分任契約担当官

日光森林管理署長 殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項をが記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

様式第5号(第4条)

入 札 書

____年 ____月 ____日

分任契約担当官
日光森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称
代表者氏名

(代理人)

氏 名

¥

ただし、令和 ____年度 素材 第 ____回 第 ____号の代金

上記金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に各消費税額を加算した金額になること及び入札心得、仕様書、その他関係事項を承知の上、入札します。

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、関東森林管理局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

契約番号 00-00-00000

製品販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	〇〇県〇〇市〇〇・・・			面積（h a）
売買物件の 種類及び数量	区分	樹種	本数（本）	材積（m3）
	素材	〇〇	〇〇〇	〇〇〇.〇〇
	内訳 R〇第〇回 〇号			
売買代金	売買代金		〇,〇〇〇,〇〇〇 円	
	うち消費税抜代金		〇,〇〇〇,〇〇〇 円	
	消費税（ 10 %）		〇,〇〇〇,〇〇〇 円	
契約保証金	免除			円
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹 分収造林立木竹 分収育林立木竹	分収権者			

- * 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。
- * 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。
- * 本物件は、全て間伐材等由来のバイオマスである。

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	〇,〇〇 円		納付期限	令 和 〇年 〇月 〇日	
	延納分	延納金額	円		延納期間	～ 日 間	
		延納利息	円				
		延納担保金額	円 以上		担保の種類		
		延納利率	年	%	同提供期限		
	分割延納分	延納金額	円		延納期間	～ 日 間	
		延納利息	円				
		延納担保金額	円 以上		担保の種類		
		延納利率	年	%	同提供期限		
	売買物件の引渡方法	現地立会省略 又は、現地立会 (希望の場合)		売買物件の引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保提供の日(現地立会の場合は空白、支払い確認後決定) (概算の場合の最終期限)		
売買物件の搬出期間(期限)	引渡の日から起算して						

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令 和 〇年 〇〇月 〇〇日

売 渡 人 分任契約担当官 日光森林管理署長
登録番号 T8000012050001

買 受 人 栃木県〇〇市〇〇〇〇

株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

特約事項

1. 運搬について

- (1) 運搬に使用する車両等が走行できるか現地確認の上、入札に参加すること。

また、搬出に使う公道・農道・林道・水路等は毀損のないように必要に応じて保護や表示等対策を行うこととし、万が一、紛争等が起きた場合は、その解決には買受者が責任を負うものとし、国に損害金が発生した場合は国は買受人に対して請求するものとする。

なお、道路状況及び現物を確認したい場合は、公売公告の6. 問い合わせ先で案内を受けることが出来る。

- (2) 一般道上に物の設置等を行う場合やそれに伴う作業等、手続きが必要な場合は、買受人において所定の手続きを行うこと。

なお、道路使用許可等(道路管理者や管轄警察に申請を行うもの)については、国が買受人に変わって代理で申請することができるが、買受人が申請相手の指示に従い書類を作成し森林管理署に提出することとし、手続きに時間を要することにも留意すること。

国による代理申請をしたものについても、事故等により損害が発生した場合は買受者が責任を負うものとする。

2. 物件の引渡について

- (1) みなし引渡については、買受者が販売物件、その他必要な事項について理解し承諾していることを条件に認める。なお、契約書に「売買物件の引渡方法」や「売買物件の引渡期間」について記載がない場合は代金納入日をもって、みなし引渡をしたものとする。

- (2) 引渡は代金納入の確認後となるが、確認には時間を要するため、早急に引渡を希望する場合は、振込した証明(納入通知書、銀行等が発行した振込依頼書、インターネットで振込した画面等)等の写しを署に提出時点をもって支払いを確認したこととする。

3. 適格請求書(インボイス)の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとする。

令和8年度 第4回 素材公売物件一覧表

日光森林管理署

売 払 番 号	担 当 区	物件所在地	桧番号	材種	数 量	搬出 期間	備 考 (おおよその樹種割合)
					材積 単位:m ³		
1	川治	栃木県日光市川治温泉 高原 旧鶏頂山スキー場	322016	原料材N	464.520	代金納入 から2箇月	カラマツ95%、モミ・ヒノキ5%
2	川治	栃木県日光市川治温泉 高原 旧メイプルヒルススキー場	325003 325004	原料材L	224.670	代金納入 から2箇月	キハダ20%、シナノキ20% ウダイカンバ20% その他(ヤナギ、ハンノキ、ミズ キ、ミズナラ、サクラ等)40%
計					689.190		

公売物件詳細及び物件所在地

売払番号	桧番号	物件詳細			物件所在地
1	322016	2m(N)	464.520m ³	原料材	栃木県日光市川治温泉高原 旧鶏頂山スキー場
	計		464.520m ³		



公売物件詳細及び物件所在地

売払番号	桮番号	物件詳細			物件所在地
2	325003	2m(L)	137.880m ³	原料材	栃木県日光市川治温泉高原 旧メイプルヒルススキー場
	325004	2m(L)	86.79m ³	原料材	
	計		224.670m ³		





第1号物件

322016 原料材N 464.520m³



第2号物件その1

325003 原料材L 137.880m³



第2号物件その2

325004 原料材L 86.790m³

325003の左奥側
